令和６年度　第３回千葉市子ども・子育て会議　議事録

１　日　時：令和６年１１月２１日（木）１０時～１２時

２　会　場：千葉市役所　２階　ＸＬ２０２会議室

３　出席者：

（１）委員

久保委員（会長）、石橋委員、猪原委員、榎沢委員、大森委員、上村委員、岸委員、久留島委員、高島委員、原木委員、増田委員、横尾委員

（２）事務局

【こども未来局】	大町こども未来局長、 山口こども未来部長、 小名木幼児教育・保育部長
【こども未来部こども企画課】	宮葉課長
【こども未来部健全育成課】	石田課長
【こども未来部こども家庭支援課】	髙木課長、田中企画調整担当課長
【幼児教育・保育部幼保支援課】	上田課長
【幼児教育・保育部幼保運営課】	小林課長
【幼児教育・保育部幼保指導課】	香川課長、 渡邉保育所指導担当課長、 品職員担当課長
【保健福祉局健康福祉部健康支援課】	金田課長
【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課】	中川放課後子ども対策担当課長

４　議　題：

（１）第２期子ども・子育て支援事業計画の令和５年度進捗状況について

（２）地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」（追加事業分）について

（３）子ども・子育て支援事業計画の施策体系及び取組事業について

５　議事の概要：

（１）第２期子ども・子育て支援事業計画の令和５年度進捗状況について

事務局から第２期子ども・子育て支援事業計画の令和５年度進捗状況について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

（２）地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」（追加事業分）について

事務局から地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」（追加事業分）について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

（３）子ども・子育て支援事業計画の施策体系及び取組事業について

事務局から子ども・子育て支援事業計画の施策体系及び取組事業について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

６　会議の経過：

〇佐久間補佐：　予定の時刻となりましたので、ただいまから、令和６年度第３回子ども・子育て会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がございますので、ご注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に次第、委員名簿、座席表、資料１から参考資料３を配付してございます。不足等はございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の大町よりご挨拶を申し上げます。

〇大町こども未来局長：　皆さん、おはようございます。令和６年度第３回千葉市子ども・子育て会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、先月17日の前回会議に引き続き、ご出席いただきましてありがとうございます。また、今年度はちょっと回数が多いものですから、これまでの間、当会議におきまして、それぞれのお立場から熱心かつ建設的なご審議をいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本日の会議では議題が３つございまして、まず、例年の議題であります子ども・子育て支援事業計画の昨年度の進捗状況について、ご報告させていただきます。その後、地域子ども・子育て支援事業について、国から追加事業がございましたので、それらに関する「量の見込み」及び「確保方策」についてご審議をいただきます。３点目といたしまして、次期子ども・子育て支援事業計画の施策体系と主な取組事業につきまして、ご審議をいただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、本日も活発なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〇佐久間補佐：　それでは、ここからは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。久保会長、よろしくお願いいたします。

〇久保会長：　皆様、おはようございます。それでは、早速、これより議事に入らせていただきます。

議題（１）「第２期子ども・子育て支援事業計画の令和５年度進捗状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

〇上田幼保支援課長：　皆様、おはようございます。幼保支援課の上田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

では、議題（１）につきまして、私のほうからご説明をさしあげます。座って失礼いたします。

本日は限られた時間の中で、３つの議題を取り扱っていただきます。この（１）につきましては、実際に我々が取り組んできた令和５年度の進捗状況のご報告になりますので、なるべく簡潔にご説明をさせていただきたいと考えてございます。

お手元に資料１をお願いいたします。では、まず資料１の「第２期子ども・子育て支援事業計画　令和５年度進捗状況」というものからご説明してまいります。

冒頭、事前に皆様に資料をお送りさせていただきましたが、資料によりましては少し差し替えが入っております。いつもながら大変申し訳ございません。初めにおわびさせていただきます。

では、この資料ですけれども、「基本施策」「主な取組内容」「実施状況」という欄がございますが、一番上の「１　子ども・子育て支援」というところをご覧ください。こちらが子ども・子育て会議の所管部分になります。その下に、墨がかかった２から11という項目がございます。こちらは、後ほどご説明いたしますけれども、子ども・子育て支援事業計画を包含する「こどもプラン」の内容になります。この会議の所管部分というのは１番になります。

主な取組内容としましては、１の「教育・保育の提供」、２の「地域子ども・子育て支援事業の提供」、３の「認定こども園の普及促進」、４の「幼保小連携」、５の「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施」、６の「教育・保育等の『質』の確保・向上」、７の「特別な支援が必要なこどもへの教育・保育等の提供」、８の「出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進」になります。

実施状況のところをご覧いただきますと、掲載施策数が86、評価の対象となる施策が81とあります。こちらはＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄと４つの段階で評価をすることになります。表の一番下の※の２つ目、評価基準というところがございますが、Ａという評価は計画以上の成果があった、あるいは前倒しで実施できたもの、Ｂという評価は概ね計画どおり実施したもの、Ｃという評価は計画どおり実施できなかったり、遅れが生じたもの、Ｄについては未実施のものとなります。

お戻りいただきまして、81のうち（16）とあります。この括弧がついているものは新規・拡充ないし見直しの対象となった事業になります。

見ていただきますと、Ｂ評価が78、Ａ評価が１、Ｃ評価が２ということで、ほとんどがＢ評価、すなわち、概ね計画どおり実施したという評価になってございます。

続きまして、資料１（別紙１）というＡ３判の資料にお移りいただけますでしょうか。「新規・拡充・見直し事業の進捗状況」でございます。字が小さくて大変恐縮でございます。

こちらは、まず１行目の「該当事業」という欄の「事業名」というところをご覧ください。「教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり」というものです。ずっと右のほうに目を移していただきまして、「令和５年度」という枠組みの中の「評価」という欄です。右から３番目の欄になりますが、こちらの評価がＣとなっております。

Ｃになった理由といたしましては、当初の計画上は、こちらの拠点づくりは令和３年度から実施と予定していたところ、令和６年４月の開設見込みとなったことから、遅れが生じているＣという評価になっているということでございます。

実施内容としましては、幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のため、研修や相談対応の拠点機能を担う「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」の令和６年４月開設に向け、準備作業を実施となってございます。

続きまして、以下、２番から16番まで令和５年度の評価でいいますとＢ評価となってございます。したがいまして、これは項目のみ紹介させていただきます。

まず、２番目として「潜在保育士等の市内の認定こども園、幼稚園等への再就職支援」、３番目として「認定こども園、保育園等における外国人児童、アレルギー児等への対応のための保育補助者の配置」、４番目として「認定こども園、保育園の老朽化対策」、５番目として「キッズゾーンの整備・キッズガードの配置助成」、６番目として「子どもルーム指導員給与の改善」、７番目として「民間事業者への委託拡大の検討」、こちらは放課後児童クラブの話になります。８番目として「放課後児童クラブの民間事業者への運営費等の補助」、９番目として、こちらも放課後児童健全育成事業ですが「送迎補助などの多様な補助メニューの検討」、10番目として、「入退所管理システムの導入」、11番目として「学校敷地外の子どもルームへのＡＥＤの設置」、また12番目として「子どもルーム利用児童への学習機会の提供」、13番目も放課後のお話ですけれども「学習用Wi-Fiの整備」、14番目として「認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のあるこどもへの対応」、15番目として「休日保育事業」、16番目として「こども基本条例の制定」というものを新規・拡充事業としておりましたが、これら２番以降はいずれもＢ評価、計画どおりとなってございます。

続きまして、資料１（別紙２）という資料に移ります。

各取組内容に対する評価で、全部で84項目が並んでおります。こちらも、評価がＢ以外のものについてご説明をさしあげたいと思います。なお、冒頭の№１から№18までにつきましては、別紙にて、別途ご説明さしあげますので、この場では割愛させていただきます。ですので、№19以降の評価をご紹介いたします。

こちらも、概ね評価はＢがほとんどとなっております。Ｂの評価をしている事業につきましては、一つ一つを取り上げてのご説明は、恐縮ですが割愛をさせていただきます。ただ、今項目をご覧になって、Ｂ評価が甘いのではないかとか、ないし辛いのではないかとお感じになる場合がありましたら、もちろんこの後、ご説明の後にご質疑をいただきたいと存じます。

Ｂ評価以外がついているものとして、№32をご覧いただけますでしょうか。左のほうに「基本施策の取組内容③」という欄がございまして、そちらの№32のところですけれども、「幼保連携型認定こども園に配置する『保育教諭』を確保するため、保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有を促進します」という項目になります。少し右に行きまして、「実施内容」の「令和５年度」という欄の評価がＣになってございます。

こちらは、「幼稚園免許所有者で、保育士資格を新たに取得するための受講料助成を募集し応募がなかったが、今後も周知・実施を継続する」と「実施内容」に記載がございます。募集はしたけれども応募がなかったということで、結果、成果が上がっていないのでＣという評価になっています。

近年、保育士の資格と幼稚園教諭の免許状を両方取得して養成校を卒業される方がほとんどと聞いておりますので、そもそもこういったニーズが今はない状況なのかもしれないと分析をしておりますけれども、評価はＣとさせていただいております。

それから、№76というところ、一枚おめくりいただいた一番下の欄になります。

こちらの「基本施策の取組内容③」ですが、「男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりの機運を高めるため、特に育児休業の取得が困難とされる中小企業における育児休業の取得を促進します」というものです。「令和５年度」の「実施内容」「評価」を見ていただきますと、Ａという評価になっています。「中小企業のうち、市内に事業所を持つ事業主と市内在住の男性労働者に対し、10日間以上の育児休業取得に際し、助成金を支給した」というものです。支給件数が23件となってございます。

こちらは予算上想定していた件数を大きく上回る実績が上がっておりまして、数字をご紹介しますと、令和２年度は６件でした。令和３年度は７件でした。令和４年度に跳ね上がって18件、令和５年度が23件ということで、徐々に支給件数が増えているのですけれども、当初の想定を大幅に上回ったためＡ評価としてございます。

ただ、Ａ評価としているのですけれども、逆に言いますと、男性の育児休業の取得が浸透してきたということを反映していると思われますので、この奨励金の役割自体は、少し我々のほうも再考する必要があるのかなと考えているところです。

こちらの資料のご説明は以上とさせていただきます。ほかの取組みにつきましては、全てＢ評価となってございます。

続きまして、別紙３をご覧いただけますでしょうか。「教育・保育の提供」というペーパーになります。こちらも、子ども・子育て支援事業計画第２期の令和２年度以降の、いわゆる保育園ですとか、認定こども園ですとか、お子さんをお預かりする施設の整備の状況となっております。

「令和６年度」という下から２段目の欄、薄く墨がかかっている部分をご覧いただければと思います。「実施状況」という欄と「確保内容」という欄がございますが、こちらの「確保内容」というところ、例えばですけれども、「確保内容」の一番左、「私立幼稚園の認定こども園への移行状況」とあります。こちらの令和６年度を見ていただきますと、２園が認定こども園に移行されたと。１号認定のお子さん230人分、２号認定のお子さん70人分が整備をされたということになってございます。

その右の「認可外保育施設の認可化の状況」、これにつきましては該当なし、そのもう一つ右、「既存保育所の定員変更・分園設置の状況」というところで言いますと、定員増が８園あって２号認定47人、３号認定38人分、認定こども園の定員増で５園、２号のお子さん41人、３号のお子さん30人、③番の小規模保育事業所が１か所、３号認定のお子さん２人分、事業所内保育事業が④で１園、３号認定のお子さん２人分です。

一つ右の「事業所内保育事業における『地域枠』の設定状況」ということで、１園、15人分、それから右の「その他」というところですけれども、①の教育・保育施設の中で保育所を新たに４園新設して、２号認定を114人分、３号認定が76人分、小規模保育事業所から保育所に移行した園が１園あって、２号のお子さんが23人分、３号のお子さんがマイナス１人分です。②の地域型保育事業は小規模保育事業を３園新設して、３号のお子さんが56人分、③として公立保育所の建て替え・民間移管によりまして、２号、３号の定員がそれぞれ27人分と13人分減少したということになります。

これらをトータルしますと、27か所で何らかの整備ないし定員増等が行われ、473人分、２号のお子さん、３号のお子さんの受け皿が増加し、そこから定員減をした66人分というものがあるの

で、それらを差し引くと、トータルでプラス407人分の受け皿が拡充されたというのが令和５年度の整備による結果でございます。

こちらは昨年度末の会議でも報告済みの数字になりますので、細かいご説明は割愛をさせていただきたいと存じます。

なお、こちらの資料の中、今の「確保内容」の一つ左、真ん中辺りの「実施状況」というところで、「教育・保育施設」「新制度に移行しない幼稚園」「地域型保育事業」と類型が並んでおりますけれども、この「新制度に移行しない幼稚園」という言葉の使い方につきまして、先日、ご意見をいただいております。すなわち、私立幼稚園が新制度、認定こども園であるとか新制度幼稚園に移行するかしないかというのは、その幼稚園がご判断されることであって、新制度に移行することが前提で、移行しないことが悪いことであるということではないわけでございますけれども、この「新制度に移行しない幼稚園」という表現をすると、すべきものをまだしていないというように読み取れるというご意見がありました。これにつきましては、計画の最終的な案を策定するまでに、ご意見を踏まえて検討させていただきたいと考えてございます。

こちらの資料は以上でございます。

続きまして、立て続けで恐縮ですけれども、この議題の最後の資料ですが、別紙４になります。「地域子ども・子育て支援事業の提供」というところです。

事業がたくさんございますので、主な事業だけ取り上げてご説明させていただきたいと思います。割愛する事業につきましても、当然、ご説明の後にご質問がありましたらご発言いただきたいと存じます。

まず、①の「放課後児童クラブ（子どもルーム）」でございます。こちらの表の「実施年度」、一番上の欄でいいますと「令和５年度」という少し太めの線で囲われたところをご覧いただきたいと思います。令和５年度に実施した内容として、その下の欄に子どもルーム５か所増設、社会福祉協議会以外の民間事業者への委託を８か所実施、それから10校を子どもルームからアフタースクールに移行したとございます。

こちらの数字ですけれども、一番下に行っていただきまして、二重線で囲われた「全市」というところを本日はご紹介していきます。低学年と高学年に分かれておりますが、「令和５年度」の太枠の中に「見込み③」という数字と「実績④」という数字が左から並んでおります。一番右の欄の、例えば低学年、マイナス2,527人という数字は「実績④」から「見込み③」を引いた数字になります。ここにマイナスが立っていると見込み量よりも実際に実績として上がった量が少なかったということになるわけですけれども、2,527人分、実際に子どもルームの受入れ枠が不足していたというわけではなくて、見込みが上振れていた分ですとかも含まれますので、純粋にマイナスが立っている数字そのものが不足をしていて、その分お子さんが入れなかったというわけではないということを前提として申し上げておきます。

低学年については2,527人、高学年についてはマイナス813人という数字になっているということでございます。

「実施年度における課題」という下から２行目の欄ですけれども、子どもルームの新設、民間事業者への委託替えの実施に伴って、待機児童数は減少傾向にあります。その下の「今後の方向性」として、引き続き、子どもルームの適正配置により、待機児童の解消を目指す。第２期放課

後子どもプランに基づいて、アフタースクールの原則全校展開を目指して、年10校ずつ子どもルームからの移行を進めていくとなってございます。

続きまして、いくつか事業を割愛させていただきまして、③－２「一時預かり事業（幼稚園型以外）」をご覧いただけますでしょうか。ページ数でいいますと４ページになります。また「実施年度」では「令和５年度」をご覧ください。実施内容としましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童に対して、一時的に預かり、必要な保育を行うということで、公立、民間合わせて、記載はございませんけれども、76か所で実施をされています。

数字ですけれども、また「全市」という下のほうの二重囲みの欄をご覧いただければと思います。「量の見込み」と「実績」を比較しますと、マイナス４万1,600人余りとなります。単位が延べ利用人数ですので、非常に大きな数字に見えますけれども、こちらがマイナスとなっています。

「実施年度における課題」としまして、保育士確保が困難であることや事務的な負担を理由に、この事業の休止をしている園が17園あるとございます。その下の「今後の方向性」のところですけれども、千葉市こどもプランの中間見直しにおいてニーズ調査を実施したところ、約６万8,000人のニーズがあるということから、引き続き実施園の拡充に努めていく。それから、休止園の事業再開について、状況を確認しながら促していくということでございます。

続きまして、５ページ、次のページになります。「ファミリー・サポート・センター事業」、④でございます。こちらも「令和５年度」のところをご覧いただきますと、実施内容としましては、記載のとおり、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する調整等を行ったということであります。

こちらの事務局機能は子育て支援館のほうにございます。

こちらは、マイナス6,299人という数字になりまして、実施年度の課題としては、新型コロナの５類移行に伴いまして、活動件数が前年度比で1.2倍になった。「今後の方向性」として、依頼会員のニーズが増加しているため、引き続き、提供会員及び両方会員の確保を図るべく積極的に周知を行っていくということでございます。

続きまして、⑤の「病児保育事業」でございます。こちら、「令和５年度」の実施内容としましては、10施設、定員でいいますと66名体制で病児保育を提供していたということになりますが、数字のほうは、「全市」をご覧いただきますとマイナス3,818人という状況になってございます。実施年度における課題としましては、こちらも新型コロナの５類移行に伴いまして、利用件数が大幅に増加している。今後、利用件数のさらなる増加が見込まれること、また、依然として保育所入所率が向上していることから、潜在的なニーズについても高まっていくものと考えられます。今後の方向性としましては、その下の欄ですが、現在の利用数、今後の利用見込みを踏まえて、新規開設について検討していくとなってございます。

続きまして、事業をいくつかご説明を割愛させていただきまして、ページでいいますと９ページをご覧いただけますでしょうか。⑧－１の「子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ）」でございます。

「令和５年度」の実施状況ですけれども、児童福祉施設等５施設で事業を提供したということでございます。数字のほうをご覧いただきますと、マイナス21人ということで、概ね「量の見込

み」と「実績」がバランスしている状況でございますが、所管の課題認識としては、見込みよりも受入れが若干少なくなっているということです。今後の方向性としましては、委託料の中に専従の職員の配置費用を含めることで、実施施設の受入れ拡大を図るとなってございます。

今の⑧－１はショートステイでございますが、その下の⑧－２の「子育て短期支援事業（夜間養護等事業・トワイライトステイ）」ですけれども、こちらも児童福祉施設等５施設で事業を提供しております。こちらにつきましては、数字をご覧いただきますと、見込みを上回る実績が上がっているという状況でございます。こちらにつきましても、専従の職員配置費用を委託料の中に含めることで、実施施設の受入れ枠拡大を図るとなってございます。

続きまして、11ページをご覧いただけますでしょうか。⑪－１、「養育支援訪問事業」です。「令和５年度」につきましては、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことによりまして、当該家庭の適切な養育の実施を確保した。各関係機関と連携をとりながら支援を行うとなっています。「全市」の数字をご覧いただきますと、見込みと実績はバランスしている状況でございます。むしろ実績のほうが上回っています。

今後の課題として、対象となる家庭が抱える問題が多様化かつ複雑化しており、家庭に応じた支援が求められている。また、感染症を理由に訪問を拒否する家庭への介入について、引き続き各機関と連携をとりながら把握できるようにしていく必要があると課題認識をしてございます。

非常に雑駁ですけれども、子ども・子育て支援事業の進捗状況のご報告は以上になります。こちらで資料１のご説明を終わらせていただきます。

○久保会長：　それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

追加で事務局のほうからお願いいたします。

○宮葉こども企画課長：　こども企画課でございます。ただいま説明がございました資料１で数字に誤りがございましたので、そちらのご説明をさせていただきます。

１の「子ども・子育て支援」につきまして、実施状況の施策数に誤りはないのですけれども、一番下の合計欄のところに誤りがございました。Ａの欄が、今３（１）となっておりますけれども、２（０）が正しい数値でございました。また、Ｃの欄ですけれども、７（６）とございますが、８（７）ということでございます。

当然、内訳のところも変わってきているのですけれども、それは２から11の中の網掛けのところに書いてある中での誤りでございました。こちらの会議では所管外というところですので、まずは合計のところが誤っていたということだけご説明させていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

○久保会長：　それでは、改めまして、事務局のただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

では、久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員：　ご説明ありがとうございました。いっぱいあるので、別紙２のほうだけとりあえずなのですけれども、№76、評価Ａとなった部分です。

去年もちょっとずつ増えてきて要因は分からないというような話ではあったのですけれども、これは多分、日数の変更とかで、今、全国の平均が約30日ぐらいで、大企業だともう45日を超えているぐらいの形です。千葉市が中小に対しての補助をするというのはとても大事だと思うので

すけれども、10日ではなくてもう少し伸ばして、29日とか30日にして、変えないというような方向で検討をされるほうが、多分もう少しインセンティブになるのかなと感じます。10日というのはもったいない、もうちょっと取ってもらったほうがいいような印象を受けるので、その辺のお話を聞かせていただきたい。

それと、次の№77、№78というところ、これは私が当初関わっていた部分なのですけれども、ここら辺、もうかなり時間が経ってきているので、継続事業でさらにもっと必要なことがあるのかなとか、ハンドブックの作成で、配布先を変えていくとか、そういうところはまたいろいろ検討していく必要があるのではないかと感じた次第です。

№76の去年の推移も教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○久保会長：　では、事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。幼保支援課でございます。

今ご指摘がありましたのは、いわゆる男性の子育てに対する支援ということでございます。№76の育児休業を取得した企業ないしご本人に対する奨励金ということですけれども、先ほど少し述べましたように、育休を取得するということが少しずつ男性についても浸透してきているので数が伸びているだろうと考えております。

令和４年度に、急に利用者数、支給件数が伸びています。令和４年の４月１日に法改正がありまして、その法改正によって、非常に育休取得が促進されたということがあったと思います。雇用環境の整備ですとか、育休事業制度の周知、育休事業の取得履行の確認の義務化が企業においてされた。あるいは、有期雇用の方も育休取得要件が緩和された。そういう環境の変化があって、本当に毎年といってもいいほど、この辺りの法令というのは改正されて、どんどん取りやすい環境にはなってございます。そういったことも踏まえて、奨励金の条件、奨励という目的に資するような内容になるように中身を見直す必要があるのではないかというのは、所管のほうでも認識をしているところでございます。

あとは、ハンドブックの配布ですとか、あるいは今やっていることですと「パパスクール」ないし「プレパパママ講座」といって、これからお父様、お母様になられる方に向けた講座を土日に開催するですとか、あるいは小さなお子さんがいらっしゃるお父様方に集まっていただいて、お子さんと一緒に学んでいただくような場があります。そういったものも、ご指摘のとおり、例年やっている内容をリバイスしている状況ですので、もう少し内容を検討してまいりたいと思います。

ご意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

○久留島委員：　では、加えて。千葉市の事業として、やはりこれだけ成果が上がっているというところは、もう少し表に出してもいいのかなという印象です。

保護者アンケートでも、やはり金銭的なものとか経済的な部分に関して、こどもが持ちにくいみたいなところが上位にどうしても入っています。こういうことがあることで、「千葉市に住みたいな」ではないですけれども、そこら辺のところに安心感を持ってもらえるというところはもっとアピールしてもいいのかなと感じた次第です。よろしくお願いいたします。

○久保会長：　それでは、そのほか、ご意見ございますか。

では、原木委員、お願いいたします。

○原木委員：　まなこどもクリニックの原木です。

別紙２の№22とか№23の辺りの幼・保・小の連携について、特に№23のところの意見交換会が、小学校１校、保育所２か所と書いてありますけれども、もっとやっているのではないかなと。今、必ず保育所の方たちは小学校に情報提供をしているような気がして、その辺り、これに含まれるのは一体どういうことなのか、現場はどんなことをしているのかというのが分かったら教えてください。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。幼保支援課でございます。

幼・保・こ・小と千葉市では言っていますけれども、幼稚園、保育園、認定こども園で幼・保・こ、それと小学校の連携ということですけれども、ご指摘のように、こちらに成果、実績として上げているものにつきましては、千葉市が主導で行った意見交換会になります。

実は、我々が主導するまでもなく、とりわけ卒園のシーズンが近づいてくると、保育園や幼稚園から小学校のほうに、場合によっては出向いて、お子さんの状況を伝えるとか学校の様子を知るといったことは、脈々と実施されていると承知をしています。

今手元に持ち合わせがないのですけれども、そういうことをやられていますかというアンケートを過去にとったことがありますが、一定の幼児教育・保育施設と小学校でそういったことは実施をされていると承知をしております。

あとは、お子さん同士の交流も、日常的にとは言わないのですが、行事のときに小学校に園児が訪ねていくといった取組みはやられておりますし、あるいは散歩の途中で学校に立ち寄らせてもらって、例えばちょっとトイレを使わせてもらうなどの工夫をされているところもございます。そういったものもあるのですけれども、ここに載せているものは、千葉市が主導でやったもののみを載せてしまっているので、こういう結果になっているということでございます。

○原木委員：　小学校１年生問題は結構大きくて、こどもたちの状況が分からなくて、クラス編成がうまくいかないということは結構あります。あまりお金がかかることではないと思うので、こういうふうにしましょうという指針みたいなものを、多分、幼稚園、保育園のほうの園ごとの温度差もあると思うので、ある程度市から指針を出していただいて、こうやってほしいですねとか、あとは、もし小学校のほうに働きかけられるのであれば、小学校から積極的に情報を取りにいくとか、そういうことをしていただけるといいのではないかなと思います。

○久保会長：　岸委員、追加ということでよろしいでしょうか。

○岸委員：　今の原木先生のご意見はすごく重要なことではあるのですけれども、システム的に教育委員会とこども未来局という縦割りの状況がありますので、その辺りは、むしろ庁内での調整が必要だということと、既に教育委員会のほうでは「もうすぐ小学生！」というリーフレットをずっと出していて、幼・保・こに配布をしています。そういう努力をしているということは事実だと思います。

ただ、今の傾向は、今までは交流が中心でしたけれども、交流から今度は接続へということで、幼・保・こと小学校との接続が大切になってきます。これは、国のほうでもどういった形でしていくかということは、いろいろと準備をし、また必要に応じてそれぞれに下ろしているということ。ただ、現場がそれにどこまで追いついていっているかはなかなか難しいことがあるので、そ

れは進行形だと捉えていただいたらいいかなと思います。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。幼保支援課でございます。

実はこの後、議題３のほうで、次の５か年計画の中にこの幼・保・こ・小連携、接続をどう組み込んでいくかというご説明をさせていただきます。その場でまた改めてご説明させてください。ありがとうございます。

○久保会長：　それでは、そのほかご意見は。

では、高島委員、お願いいたします。

○高島委員：　ご紹介ありがとうございました。施策の９割以上がＢ評価ということで、本当に行政の皆さんの活動のたまものなのではないかなと思っています。

ご質問としては、当市で定めている取組内容や目標値に関してお伺いさせていただけたらと思います。拝見したときに、もう少し定量化するような目標のほうがより評価がしやすいのではないかなと考えています。

具体的に述べますと、例えば、資料１（別紙１）の２番目です。潜在保育士のところに関してですけれども、潜在保育士自体は、この会議でももともと、箱をつくっても保育士さんがいなければ、そっちのほうが重要だよね、というふうな議論がされていたかと思うのですけれども、それに対しての解決策の一つになるかなと思っています。

具体的に、この施策は研修動画を配信しまして、それが大体250回見られました、それでＢですというふうな記載になっているかと思います。この250回が多いか少ないかという判断はつかないですけれども、つまり、これは研修動画を配信して見られたというだけであって、実際に潜在保育士さんの再就職を支援するというところにつながる一歩手前なのではないかなと思っています。もう少しここに何か評価を入れるのであれば、潜在保育士さんに向けた研修を実施した、その研修に参加した人の例えば何割が実際に再就職しましたみたいな形で記載しないと、Ｂという評価にしていいのかなとちょっと感じたところです。

恐らく、ここでＢ評価とすることによって、潜在保育士さんに向けた施策が、「それなりにうまく進んでいるよね」みたいになって、課題としての優先順位が下がってしまうことが一番の問題ではないかと思っています。ですので、ここの定量的な評価、目標値をもう少し定めること、そして評価指標を視聴回数などではなくて、より具体的な、課題に即した値に設定したほうがいいのではないかと感じたので、意見させていただきました。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○香川幼保指導課長：　幼保指導課でございます。ご意見ありがとうございます。

実はこれは、昨年度も高島委員のほうから実績を確認されまして、昨年度は４年度の実績ということで、潜在保育士研修の受講者が５名、その方々が幸いにも全員再就職につながったということでご報告申し上げました。ただ、そのときに、せっかく研修をやっているのに受講者が５人で再就職が５人というのはなかなか寂しすぎるので、広げ方をもうちょっと考えたほうがいいのではないのかというようなご意見を頂戴したと記憶しております。

その後、私どものほうも、リアルに人を集めて研修をするという在り方を踏まえて、これは養成校の３団体さんのご協力をいただきながらやっていることなのですけれども、どうやったら広

く潜在保育士、看護師さんでいらっしゃる方に届けられるかを検討して、昨年度はYouTube配信ということでやらせていただいたところでございます。

ただ、やり方的な問題もありまして、最終的にその方の中でどれだけ再就職につながったかという実績まで押さえきれなかったというところで、今回のご報告につきましては視聴回数ということで上げさせていただきました。

昨年度の反省を踏まえまして、実は今年度はｅラーニングという形にさせていただいて、事前に受講するのに登録をしてもらって、受講した後に、今度また受託業者からその後の再就職状況とかを追うような形での取組みをしております。今年度実施の来年度の報告につきましては、実績もまたご報告できるのではないかと思っております。

あと、定量的な目標の設定というところなのですけれども、こちらはなかなか、例えば５人、10人というふうな形で再就職に結びつけますよという数字を掲げたところで、最終的にそれが実績に結びつくかというところが非常に難しいところだと考えております。定量的な数字を設けていないからといって優先順位が低いとは考えておりませんで、やはり、委員がおっしゃったように、今需要が高まっておりますので、一定の地域には保育士整備を進めております。何とか私どもも、潜在保育士の方も活用しながら人材の確保に努めていきたいと思っておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○高島委員：　詳細にありがとうございました。５人中５人が実際に再就職につながっているというのは、非常にいい実績ではないかなと思いますし、定量的に書くのは難しいというのはおっしゃるとおりかと思います。既に成果が出ているところを継続的に実施していただけたらなと思います。ありがとうございます。

○久保会長：　そのほか、ご意見、ご質問ございますか。

では、増田委員、お願いいたします。

○増田委員：　№21「子ども・子育て支援」の、認定こども園の概要等を記載した資料を配布したということで、こちら、認定こども園の利用促進というところが大きいと思うのですが、４月の一斉入所というところが最近ちょっと引っかかってきております。

実際に、例えば２歳児のこどもを保護者の視点から見ると、行き先ということで考えたときに、普通に保育所で３号に入るという場合がありますけれども、そこから誕生日を過ぎたら満３歳児として幼稚園に入るというパターンもありますし、プレの母子分離といったような形で幼稚園などに通うような方、ものすごく保護者の利用のパターンが多様化しています。例えば保育園の３号だったら利用料がかかるけれども、満３歳児になれば無償化ということで無償になるといったような部分だとか、何をどう選ぶのが自分にとっていいことなのかということが、ものすごく様々なパターンが増えてきてしまっているような気がします。

これは、自分で調べた人が得をするだけというのもおかしいような気がしますので、こういった認定こども園の概要とかに関わらず、保育園、幼稚園のプレ、あるいは満３歳、こういったようなものをある程度横断的に保護者が認識して選べる、もとになるようなものをつくれないかなと最近思っております。

こちら、ひょっとしたら次のこれからのというところになってくると思うのですけれども、保育園、認定こども園といったような施設類型で見るのではなくて、保護者視点から少し横断的に

見ることができないかなと思っているところですので、ご検討をしていただけるとうれしいなと思います。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○小林幼保運営課長：　幼保運営課でございます。ご意見ありがとうございます。

一斉入所の件に関しましては、私どものほうでホームページ等において周知をして申込書等を配布いたします。その中で、現在可能な範囲で情報提供をしているつもりではございますけれども、今委員のご指摘のとおり、保護者様のニーズが多様化しているというところは我々も認識をしてございます。

ですので、このような申請書類に関しましては、毎年見直しも含めて、なるべく分かりやすいように努めているところでございます。今ご指摘いただきました幼稚園のほうなど、そういったパターンに関しましても、現在、窓口にお越しいただき、子育て支援のコンシェルジュとご相談いただいた際には、保護者様のニーズやお考えを細かくいろいろ伺いながらご案内をしているところでございます。

委員のご指摘としては、配布書類だけで判断される保護者様にとって、ちょっと伝わりづらい部分があるのではないかということだと思います。こちらはご意見として承らせていただいて、次年度以降の書類等に関しまして検討を進めさせていただきたいと思います。

○増田委員：　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○久保会長：　そのほか。岸委員、お願いいたします。

○岸委員：　今の増田先生のご意見というのは非常に重要なことで、もはや４月入園、４月入所というのはなくなりつつあるといいますか、私は幼稚園の人間ですけれども、満３歳で入ってくることが多くなってきて、４月の時点あるいは願書受付の11月の時点で翌年を計ることはできないというような時代になっています。保育所のことを私が言うのはどうかと思いながらも、保育所なんか特に、何月から入ってくるか分からないですよね。

特に、育休自体が誕生月基準にやっていますから、法整備も４月ということを考えていない。育休という、そっちの部分については。だから、その辺りをどう構成するかということは、もう少し、この会議だけではなくて社会制度自体の――これは国の制度だから、千葉市がどうこう言ったところでどうにもならないことはあるのかもしれないけれども。

さっきも男性育休で10日云々というのもあったけれども、むしろ満３歳になった以降のことも含めて考えていかないと、４月入所ということと矛盾が生じてくるのではないかなということは、前も僕は言ったかもしれないけれども、かねがね思わされているところです。

３歳になった次の３月まで育休が取れるぐらいの予算が千葉市で取れれば本当は一番いいのだけれども、そういうようなことが何か少しでもできるようになると、「千葉市っていいな」というような雰囲気が出てくると思うので、ひとつそこのところを。

こどもだってそうだと思います。３歳の誕生日を迎えるのが嫌になってしまうことにならないような施策を考えていただければなと思います。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○小林幼保運営課長：　幼保運営課でございます。ご意見ありがとうございます。

今、岸委員ご指摘のとおり、幼稚園に限らず、保育園でも年度中途の入所というものは多々ご

ざいますし、育児休業の制度、主には国の育児休業給付の制度が誕生月を起点としておりますので、誕生月が終わったところで入所したいというご要望があるということは、以前からご指摘をいただいておりますとおり、我々といたしましても課題として認識しているところではございます。

ただ、申し訳ございません、今この場で解決策をお話しすることは難しいのですけれども、引き続き、検討課題として認識をさせていただきたいと思います。

○久保会長：　そのほか、よろしいですか。

では、久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員：　度々で申し訳ありません。今と同じ部分になるのですけれども、以前、プレパパママというところで、かなり参加される方も増えていて、そのときに、もうこどもが生まれる前から、「じゃあ、うちの子はどこに通わせようかな。幼稚園にしたいな」とか「保育所にしたいな」ということがすごく話されています。

保護者のニーズ調査の中で保護者が選ぶのは、幼稚園と保育所の割合がとても高いです。認定こども園に入れたいという割合が低いというのは、やはり知識として、今の親になる方は認定こども園の経験が全くないから、全く何か分からない、どんなところかも分からないというところもあります。以前、母子手帳のときに、いっぱいもらってしまうのだけれどもその中に１枚入っているとか、全部は見ていないんだけれども、やはりその中で周知されるとか。そこら辺が、認定こども園を卒園し終わった人が親になるまでこういう状況が続くというのは問題なのかなと。千葉市も、認定こども園というのをある意味促進しているので、そういう部分で考えていく必要はあるのかなというのが意見です。

あと、もう一点、先ほどちょっと漏れてしまったんですが、№32、幼稚園の幼稚園免許取得者で保育士資格を新たに取得するというところで、これは実施内容ですけれども、多分、千葉市さんは幼稚園教諭の免許を持っている人が保育士資格を取るというものと、保育士資格を持っている人が幼稚園教諭の免許を取るというもの、両方にサポートされていると思うんです。これだけ読んでしまうと、保育士の免許を持っている人が幼稚園の免許を取ったのかなと思ってしまうのではないか、その辺が分からない。事業として２つ、両方とも行っていらっしゃるので、そこら辺は明記されたほうがいいのかなと感じました。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。

お子さんがお生まれになる前からどこに通おうかと考えている方がたくさんいらっしゃるというのは、我々もそのように感じています。認定こども園が増えてはいるけれども、まだまだ保護者の方々の選択肢の中には最初から浮かびにくいという状況であれば、もう少し周知というものを続けていく必要があろうかと思ってございます。これもまた、今後の５年間の取組みの中で検討させていただきたいと思います。

○久保会長：　では、お願いいたします。

○小林幼保運営課長：　幼保運営課でございます。

２点目の資格取得支援の件でございますけれども、おっしゃるとおり、両面補助をさせていただいているところでございますが、残念ながらと申しますか、両方とも実績はゼロという状況で

ございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようですので――はい、すみません。

○久留島委員：　度々で申し訳ないです。資料１（別紙４）の⑪－１、「養育支援訪問事業」のところなのですけれども、緑区だけ114の不足になっているというのは、何か理由があるのかなと、これをちょっと伺いたいなと思った次第です。

○久保会長：　お願いいたします。

○金田健康支援課長：　健康支援課でございます。

実績のほうですけれども、専門職の確保というのは、保育士、幼稚園教諭と同じように、保健師、助産師、看護師のほうも同じ状況でございます。募集はするけれども、なかなか応募がないという状況もございまして、一時的に足りない状況がございましたけれども、そちらについては、引き続き、人材確保を進めてまいりたいと思います。

○久留島委員：　何で緑区だけなのか、書いてありますか。

○金田健康支援課長：　交通の便ですとか、そういったところが理由として聞いております。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

○久留島委員：　ありがとうございます。

○久保会長：　では、そのほか、ございますでしょうか。それでは、ほかにご意見がないようですので、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○久保会長：　ありがとうございます。それでは、事務局案のとおりに決定いたします。

続きまして、議題（２）「地域子ども・子育て支援事業の『量の見込み』及び『確保方策』（追加事業分）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。

では、次の議題、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」（追加事業分）につきまして、資料２でご説明さしあげます。座って失礼いたします。

資料２の１ページ目をご覧いただきますと、一番下、14、15、16というナンバリングの事業に墨がかかって、「追加」とございます。こちらの３事業につきましては、前回こちらの議題でご承認をいただきました事業に加えて、国から「量の見込み」と「確保方策」を設定するようにという通達がありましたので、追加させていただくものでございます。

では、１枚おめくりいただきまして、14番の妊婦等包括相談支援事業でございます。事業の概要としましては、妊婦等に対して面談等を実施し、心身の状況、生活状況等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供支援等を行う。対象者が、妊婦及びその配偶者でございます。こちらにつきましては、下の表にございますように「量の見込み」と「確保方策」、この「確保方策」から「量の見込み」を引いた一番下の欄が、全てゼロという数字が並んでおります。

二重丸のところに、「妊娠届出時全数面接及び乳児家庭全戸訪問事業による産後の面接を引き続き実施し、加えて妊娠後期の面接に今後も積極的に取り組むことで、１組あたりの面談回数の増加を図る」とありますけれども、増加を図りつつも、今後５年間、需給がバランスするような、「量の見込み」に対応した供給量を確保していくという計画になってございます。

続きまして、次のページの15番、産後ケア事業でございます。事業の概要としましては、出産後５か月未満の母と乳児を対象に、助産師が育児や授乳の相談、指導を行う。家庭訪問による「訪問型」と、産科医療機関や助産院における宿泊を通じてサービスを受ける「施設型」とがあり、対象者としましては、出産後５か月未満の母と乳児です。

二重丸のところですけれども、母子に関する相談、指導、助言その他必要な支援を継続していくため、委託施設確保及び資質の向上を図り、令和７年度からの「量の見込み」に対応した事業量を確保するということでございまして、下の表にありますように、毎年度の「量の見込み」に対応した「確保方策」を提供していき、「量の見込み」と「確保方策」を毎年バランスさせていくという計画になってございます。

続きまして、３つ目、16番の乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度でございます。事業の概要としましては、保護者の就労要件を問わず、月ごとの一定利用枠内で、時間単位で柔軟に通園できるよう支援する事業です。対象者としましては、保育所等に通っていない０歳６か月から満３歳未満のこどもでございます。

二重丸にありますように、令和８年度から本格実施、給付制度への移行が予定されています。それに向けて、令和６年度に今年度実施している試行的事業の成果や課題を検証し、来年度、令和７年度中に、「量の見込み」と「確保方策」を設定することとしたいということでございます。その下の表の部分で「量の見込み」「確保方策」につきましては、令和７年度中に設定と記載させていただいております。

こちらの「参考」というところで、国の手引きによる「量の見込み」の算出結果をお示ししておりますけれども、これはどういうことかと言いますと、先ほどの対象者となり得るお子さん全員が月10時間という上限枠を使い切るという想定の見込みになっておりまして、私どもの試行の状況を見ると、これは過剰な見込みと思われます。ですので、こちらはきちんと試行の結果を踏まえて、千葉市なりに「量の見込み」を算出してまいりたいと考えてございます。

その下に、こども誰でも通園制度の概要をお示ししております。少し雑駁なご説明になりますが、１の国の動向ですけれども、全ての子育て家庭を対象とする保育の拡充策として、こども誰でも通園制度を下記のスケジュールで進めることを決定されており、既に児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令が改正されていて、令和８年度からは、いわゆる給付制度として、全自治体で実施されることになります。下のポンチ絵にありますように、本格実施に向けたスケジュールとして、令和７年度に法律上制度化され、令和８年度に給付化ということです。

この給付化というのがなかなか分かりにくいのですが、先ほど来ご説明している事業の関係で言いますと、保育や幼児教育施設、認定こども園といったところに相当するのが給付制度でございます。全自治体で実施とありますように、自治体としては実施することが義務づけられ、利用できる方々については一定の権利性を帯びると国の資料にもございます。

２番目の本市のこれまでの経緯ですけれども、試行的事業に取り組んでおりまして、令和６年４月から15施設の事業者さんにご協力いただけるところが決定し、５月に利用者の募集を開始、７月から実際の施設利用が開始している状況でございます。現時点では25施設で試行的事業を実施しておりますが、内訳としましては、囲みにありますように、保育所14か所、うち公立が４か所、認定こども園が６か所、幼稚園が２園、小規模保育事業所が２か所、その他が１か所になり

ます。

今、千葉市のほうで、あなたは利用できる方ですよと認定をした件数が、646人になっています。母数で言いますと、千葉市には、保育所に通っていない０歳６か月から満３歳未満のこどもが、おおよそ7,000人程度おり、恐らく年度内に認定件数が700人に達するかなと見込んでいますので、少なくとも約１割の方が、利用をしてみようかなと考えておられるということです。実利用人数はそれに比べるとまだ少ない状況ですが、０歳児27人、１歳児24人、２歳児23人という状況になってございます。

３番の試行的事業の概要ですけれども、利用者の方々から見ますと、対象になるのは先ほど申し上げたお子さん、利用時間の上限が月10時間となっております。すみません、資料の「月」が抜けておりまして、「10時間」というのは「月10時間」でございます。

保護者負担として、利用されるときに１時間当たり300円をいただくということです。

事業所の方々から見ますと、市からの委託料が１人１時間当たり850円入って、施設設備の基準としましては、一時預かりと概ね同等となっています。

保育士の配置は、原則専従職員が２人。ただし、通常保育の保育士が応援に入れる場合は、専従職員は１人でいいことになっています。

利用者の選考としては、利用可能枠の範囲で、申込みがあればお子さんを受け入れていただくことになっています。

開所日時につきましては、曜日や時間を限定することも現時点では可としております。毎日８時間開けてくださいという条件ではなくて、ある程度施設として可能な時間に絞っても大丈夫ですという取扱いにしてございます。

４番目、本市における今後のスケジュールですけれども、国が想定しているスケジュールのとおり、令和７年度は認可制とした上で、子ども・子育て支援事業として実施し、令和８年度以降は給付制度に移行するということで進めてございます。

月10時間という時間が少ないのではないか、保育者の確保ができるのかなど、いろいろな課題があると言われている制度ですけれども、それゆえに今年度から試行に取り組んでいるということで、12月以降、事業者さんと意見交換をしたり、利用者や施設のスタッフにアンケートを取ったり、そういった形で効果と課題を検証しまして、今後の取組みにつなげてまいりたいと思います。

こどもや保護者にとっても、一定程度の好影響が出ているという報告もありますので、その辺りもしっかり分析してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○久保会長：　それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

岸委員、お願いいたします。

○岸委員：　ご説明ありがとうございました。

最後のこども誰でも通園制度について、幾度か質問させていただいています。給付制度に移行ということですけれども、これは当然、私学助成園も含めてという理解だと思います。それは確認をしたいと思います。

これは正直なところ、いろいろな心配事があるんです。

利用者側から見ると、保育園や幼稚園、認定こども園も含めて、これに行くと優先的にその施設、園に入れるというような誤解が生じること。施設側から言うと、利用者に対する囲い込みが起こる可能性があること。つまり、こども誰でも通園制度で行ったら、そこの園に行かなければいけないというような空気感ができてしまうというおそれ。

さらには、これはプレ保育などでも既に起こっていることですが、支援を必要とするこどもがプレ保育に通っているけれども、満３歳児の入園を認めないというような事例がいくつか聞こえてきます。それから、小規模保育所にいて関連施設に入ろうとしたところ、支援が必要だから上げませんよという例がいくつかあります。

つまり、少し言葉は悪いけれども、品定め的なことが起こる可能性がないとは言い切れないということです。そういった不幸な事柄が起こらないような啓発と言いますか、指導と言うと少しあれですが、つまり障害者差別的なこと、あるいは外国人に対しても起こるかもしれませんが、そういうようなことが起こらないような、何らかの手だてをぜひ考えていただきたいなと思っています。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。どうもありがとうございます。

ご指摘をお聞きして、恥ずかしながら、なるほどそういうこともあるかもしれないと思っている状況でございます。ご容赦ください。

例えば今、試行に取り組んでいただいている園の中にも、幼稚園でもともとやられていた未就園児預かり、いわゆるプレ保育と概ね同等の位置づけでやっておられるところもございますし、保育園でやられている場合には、もともとそういった発想がないので、また違った視点で受け入れていただいていると思います。

要支援のお子さんですとか、あるいはいろいろ課題を抱えたご家庭のお子さんですとか、そういったお子さんたちを選別して、自分の園に正式に入園をさせないというような、品定めにつながるのではないかということにつきましては、当然制度の趣旨は全く異なりますので、そういうことがないように、我々も周知啓発に取り組んでいく必要があるとは思います。

この後、この事業に関する設備や運営に関する基準を国が定めて、それにのっとって千葉市が条例を定めるといったプロセスが入ってきます。あるいは、認可という制度が入ってきますので、その過程でそういったことが起こらないような、未然防止策も検討する必要があると考えてございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。では、そのほかにご意見はございますでしょうか。

久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員：　ご説明ありがとうございました。久留島です。度々申し訳ございません。

この制度は、こどもを預けることだけではなく、保護者も一緒に利用できることが一個前提になっていて、私の近所でも、こどもは幼稚園に通わせたいけれども、あまりにもこどもがいないから、こどもと関わらせたい、親も一緒に行きたい、といった声がたまにあるので、今回の試行の中で、保護者の同伴で利用された人はどれくらいいらっしゃるのか、もし分かればお聞かせいただければと思いました。よろしくお願いします。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。幼保支援課でございます。

申し訳ございません、データの持ち合わせがないところです。ただ、試行的事業の制度上のルールとしては、一定程度保護者同伴も可としていますが、一方で、国のルールで言いますと、保護者同伴だけというのは駄目ですよというルールもあります。今回、どの程度の保護者の方々が同伴で利用されているか、例えば１回目、２回目、まだお子さんが環境に慣れていない段階で、保護者の方がご一緒になるケースはあろうかと思いますけれども、そういった事例もこの後の検証の中で見ながらと思っています。

一つあり得るのは、保護者の方がずっと同伴しながら月10時間を使い続けるということになったときに、現場のほうで、保護者の方ともコミュニケーションをとりながらになるので、かなり手厚い対応が必要になってくるという状況も予想されます。その辺りは、スタッフのご意見も聞きながらというふうに考えてございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

○久留島委員：　やはり０歳、１歳とかの保護者の不安の高さが、結局は少子化の要因にもなっていることを考えると、うまい使い方が必要なところもあると思います。ニーズはすごく多様なのかなということもあるので、そこら辺も、ぜひニーズの調査で確認していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○久保会長：　では、ご意見ということで、よろしくお願いいたします。

そのほか。猪原委員、お願いいたします。

○猪原委員：　よろしくお願いします。猪原です。

こども誰でも通園制度についてお伺いしたいのですが、私は前回一時預かりとこちらでは、一時預かりのほうが使い勝手がいいと発言したんですけれども、こちらも実際に何回か下の子で使わせていただきました。それで、すごく驚くほど丁寧で、専従保育士さんが２人以上と書いてあるんですけれども、毎回必ず１人は私の子にマンツーマンでついてくださって、こんなに手厚くしてもらって申し訳ないなというぐらいしっかり見ていただきました。最初は絶対に１、２時間は慣らしで母子同伴が必要だということで、そういうふうに丁寧に見てくださって、すごくいい制度だなと思いました。

私は家の近所にたまたま新しく実施する園ができたので行こうと思ったのですが、まだ実施している園があまりなく、やはり家の近くなどの通いやすい場所に増えてくれると、もっともっと使いたい人が増えるだろうなと思いました。なので、今後また施設を増やしていく見込みはあるのかというお尋ねです。

○久保会長：　それでは、事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。

ご利用ありがとうございます。使っていただいてよかったとお聞きして、すごくほっとしています。ありがとうございます。

ちなみに、スタッフのほうは、あまりしんどい感じではなくやっていらっしゃいましたでしょうか。

○猪原委員：　すごく笑顔で、しんどそうな様子は全然なかったです。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。

当然、この施設を、給付制度が入ってくる段階に向けて増やしていくという宿題があるのは、重々認識しています。先ほど申し上げたとおり、給付というのは、利用できる状況にある方が利用したいと思ったときに、提供できる体制を整えなければいけないと法律上位置づけられると理解していますので、頑張って施設を増やしていく必要があると考えておりますけれども、一方で、通常保育の保育士さんが今非常に足りなくて逼迫しているという状況もあります。

そういった中で、どういう工夫をすれば、保育施設あるいは幼稚園、認定こども園において、この制度が普及できるかは、まさにこれから考えさせていただくという状況ではございます。なるべく皆さんのお近くにこういう施設ができるように、頑張ってまいりたいと考えてございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。では、そのほか。

上村委員、お願いいたします。

○上村委員：　上村です。今のこども誰でも通園制度のことと併せてなのですけれども、保育士確保もずっと課題になっていますが、保育者になりたい高校生が激減しておりまして、本学だけではなく、県内の養成校でも閉じるところも出てきております。

こども誰でも通園制度のために専従の職員をどうするかとか、通常保育の保育士や幼稚園教諭をどうするかを、単体で考えるのではなく、千葉市のレベルではないかもしれないですけれども、保育者をどう養成していくか、確保していくかと併せて対策を練っていかないと、待機児童が増えたときに箱ばかりを増やしても結局保育士が足らず、定員に満たないまま運営していかなくてはならない。

昨日からニュースになっていますけれども、過酷な労働条件が結局保育士離れを生むという本末転倒なことが起きると、せっかくこどもを増やし、健やかに育てるための国の事業も、意味がないものになってしまうのではないかなと感じています。

ですので、潜在保育士も含めてですけれども、どうやって保育の現場に出てくれる人を増やすかを、一緒に考えていただければと思いますし、我々養成校も努力をしなければいけないところなので、その辺りも併せて、縦割り的にではなく横断的に議論をしていただきたいなと考えています。お願いです。

○久保会長：　事務局から、よろしいでしょうか。

○小林幼保運営課長：　幼保運営課でございます。ご意見ありがとうございます。

本日、ＰＲのチラシを配らせていただきましたけれども、我々といたしましても、保育所の先生、幼稚園の先生を含めて確保していくのは、非常に重要な課題だと認識しております。

先だっての会議で申し上げた千葉市手当の増額等に関しましては、いわゆる現行の保育所の先生の処遇改善、そして未来に保育士になりたい方にとってもプラスになるかと思います。また、今、委員がおっしゃったように、成り手不足の解消というところも、我々としては非常に重要な課題だと思っております。

ですので、今後は、今高校生のなりたい方が減っているということに関しましても、職場体験等のアプローチができないかという検討を進めておりますし、保育士確保策の中でも、成り手不足というのは一つの重要な要素として取り扱って、検討させていただいているところでございます。

今、ご指摘があったように過酷な労働環境というところも、報道等でいろいろなニュースが流れてしまっている状況でございますので、こちらにつきましても、次の議題の体系の整理等の中でも、千葉市としてもまだ具体案がある状況ではございませんが、先生方の労働環境の改善にも取り組むべきではないかと考えているところでございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。そのほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

ご意見等ないようですので、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○久保会長：　ありがとうございます。それでは、事務局案のとおり決定いたします。

続きまして、議題（３）「子ども・子育て支援事業計画の施策体系及び取組事業について」、事務局から説明をお願いします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。続きまして、議題（３）「子ども・子育て支援事業計画の施策体系及び取組事業について」でございます。資料の３をお手元にお願いいたします。ご説明は座って失礼させていただきます。

まず、１枚目にございますのが、この計画の体系ということですけれども、併せて、お手元に参考資料１というものをご用意いただけますでしょうか。「（次期）千葉市こどもプランについて（骨子案）」という資料になります。こちらの参考資料のほうから、まず簡単にご紹介いたします。

この千葉市こどもプランといいますのは、この会議の所管であります子ども・子育て支援事業計画を包含する、より幅広なこども施策に関する計画でございます。

この次の、２枚目のスライド、「策定の趣旨について」をご覧いただきますと、計画策定の趣旨という一番上の欄に、「『千葉市こどもプラン（第２期）（令和２年度～令和６年度）』では策定が義務付けられている『子ども・子育て支援事業計画』のほか、『子ども・若者育成支援についての計画』、『ひとり親家庭自立促進計画』、『こどもの参画推進計画』を一体的なものとして、すべてのこどもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を体系的、総合的に定める計画として策定し」というふうにございます。こういった趣旨で策定されたものですけれども、ここからまた近年大きな環境の変化がありまして、下にありますように、こども基本法が制定され、あるいはこども大綱が国で策定されました。また象徴的なこととして、こども家庭庁という組織が国にできたという環境の変化がございます。

そして、下段の右端の（仮称）こども・若者基本条例は、千葉市の独自の条例になりますけれども、こういったものをこれから制定予定で、こういった環境の変化がございました。

次のスライドは飛ばさせていただきまして、４ページ目というナンバーがついている「（仮称）こども・若者基本条例について（概要）」というものがございます。こちらは枠の一番上にありますように、全てのこどもや若者の権利が保障され、自分らしく生き生きと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、大人として将来にわたって一人一人が尊重され、自己実現がかなう社会の実現を図るということを目的とする千葉市独自の条例になります。内容としては記載のとおりですけれども、令和７年４月に施行予定ということで今作業が進んでいるところでございます。

次の５ページ目のスライドですけれども、こういった環境の変化を踏まえて、下段の次期こど

もプランの位置づけというところをご覧いただきますと、現行のこどもプランの４つの柱のうちの１本、①が子ども・子育て支援事業計画になっておりますが、これを次期こどもプランにおきましても同様に、このこどもプランに包含される１つの柱として、子ども・子育て支援事業計画を組み込むということを想定してございます。

２ページ飛ばしていただき、８ページ目に「施策体系図について」というものがございます。現行計画では、基本施策の１番目のところに子ども・子育て支援が入っているのですが、次期こどもプランにつきましては、右側にありますように第４章に子ども・子育て支援事業計画が位置づくということを想定してございます。

１ページ飛ばしていただきまして、この施策体系をもう少し細かくブレイクダウンしたものがございますけれども、こちらの第４章というところに子ども・子育て支援事業計画が入っている状況です。

最後のページでございます。こどもプランの策定スケジュールですけれども、本日11月21日に子ども・子育て会議がありますが、こどもプラン全体、この４章の子ども・子育て支援を除く部分につきましては、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会が所管しておりまして、明日、その分科会が開催されることになってございます。

また、これが１月、２月にパブリックコメントを経て、３月下旬に計画策定ということで、こどもプランの策定とこちらの所管の子育て支援の計画の策定が、今、併走して行われている状況でございます。

その上で、資料の３に戻りますけれども、施策の体系としましては、こちらにありますように４－１から４－７まで、４は４章という意味です。４－１が教育保育の提供、４－２が地域子ども・子育て支援事業の提供、４－３が認定こども園の普及促進、４－４が幼保こ小連携、４－５が教育保育等の「質」の確保・向上、４－６が特別な支援が必要なこどもへの教育・保育等の提供、４－７が出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進ということで、概ね今の施策体系を継承することを念頭に置いてございます。

この施策体系につきましては現時点の案でございまして、全般的に細かい部分では、施策の体系の入替えや組替えが生じる可能性がございますが、そちらにつきましては次回の素案までに確定させたいと考えてございます。

この４－３の認定こども園の普及促進につきましては、先ほど委員からもご意見があった分野でございますけれども、市としての方向性を検討して、次の第４回の会議でご説明をしたいと考えてございます。

なぜかと言いますと、これまでご説明してきましたように、認定こども園は制度化から10年が経過して、市民の方々にも少しずつ浸透はしてきておりますが、先ほどまだそれが十分ではないというご指摘がありました。また、保育需要がまだピークアウトしないという見込みをご承認いただいたところですけれども、今はいわゆる過渡期にあると認識をしております。そういった環境の中で、幼稚園ないし保育園から認定こども園への移行を、市としてどう扱っていくか、今、内部で協議しておりますので、次回、それをお示ししたいと考えてございます。

また、４－４の幼保こ小連携につきましては、幼小の接続期に着眼した取組みですけれども、これは「質」の向上の取組みにほかならないものでありますので、４－５の「質」の確保向上の

中に組み込むということを含めて、今、検討しているところでございます。

また字が小さくて本当に申し訳ございませんが、次ページから体系ごとに施策を並べております。これは１番から119番まで、119項目ございます。その中から私どもで選んだものをご説明させていただきます。

最初の「教育・保育の提供」と、「地域子ども・子育て支援事業の提供」につきましては、これまで「確保方策」を議論いただいておりますので、割愛をさせていただきます。

２ページ目、左端のナンバーで言いますと31番目以降からご説明いたします。これも小さくて恐縮ですけれども、一番右の欄、「次期プランでの位置づけ」というところ、継続や新規掲載、新規などの分類があります。この新規の意味は、令和７年度以降新たに実施するもの。新規掲載とあるのは、現時点でも令和６年度までに実施はしているのですけれども、今まで掲載されていなかったので改めて掲載させていただく事業になります。

31番目から37番目、こちらが原木委員からもご質問のありました幼保こ小の連携の部分になります。31番は教育委員会としての取組み、32番から37番がこども未来局としての取組みになります。

この幼保こ小の内容としましては、32番として検討会議の設置ですとか、33番はこどもを中心とした交流活動、ないし34番は教職員同士の連携活動の推進。

35番は接続期のカリキュラムの普及促進、先ほどご指摘のありました交流だけではなくてカリキュラムの接続の問題ということです。それから、リーフレットもご紹介いただきましたけれども、家庭や保護者への啓発、接続に係る研修等の実施というパッケージでお示しをしてございます。当然ながら、教育委員会の取組みとこども未来局の取組みを有機的に連携させて取り組んでまいりたいと考えてございます。

38番から43番までは、いわゆる研修に関する部分です。

38番は公立保育所の職員等に対する研修、ただしこれは公立だけではなくて、民間の施設の方々も対象にしている研修がたくさんございます。

39番は、こどもの権利等に関する研修事業を新規で入れ込んでありますけれども、こちらは先ほど申し上げました（仮称）こども・若者基本条例の制定に合わせて、その趣旨を幼児教育・保育の分野に浸透させていくための研修と考えてございます。その他、民保協さんですとか市保協さん、あるいは幼稚園協会さんでやってくださっている研修、これに対する補助等を盛り込んでございます。

45番に、嘱託医・園医との共同学習会の開催というものも新規掲載で載せさせていただいてございます。

46番は、ちばし幼児教育・保育人材支援センターの運営ということで、令和６年４月にオープンしました。先ほどＣ評価でご報告することになった事業ですけれども、これはこの４月にオープンしております。

47番は、施設間における保育士等の交流に関する検討で、こちらは新規で載せています。交流を広げることで、視野を広げたり、スキルアップを図るということをやってはどうかという取組みになります。

次ページに参ります。

53番、こちらが先ほど幼保運営課からご紹介がありましたお手元のリーフレット、幼稚園教諭・保育士等養成施設に対する採用ＰＲでございます。

57番、保育士等宿舎借り上げ支援事業は継続。

58番の保育士等給与改善事業は拡充ということになっておりますが、こちらはいわゆる千葉市手当の上限額を３万円から４万円に引き上げるというものになります。

59番の修学資金の貸付けも継続でございます。

62番、修学準備金の貸付けというものもございます。

64番、先ほど上村委員から保育士になりたい方が減っているというご指摘もございましたが、それに対応するものになるかもしれませんが、中高生の保育体験を通じた魅力の発信を、新たに新規事業として取り組んでまいりたいと考えてございます。

67番、専門家への相談体制整備を新規に盛り込んでおりますが、こちらは保育施設の認可や指導・助言に当たって、専門家、会計士さん、社労士さんにご助言をいただく枠組みをつくってはどうかという新規事業になります。

69番、こちらが巡回指導というものでして、公立保育所のＯＢが民間施設を含めて施設を巡回させていただいて、質の維持・確保に寄与するというものでございます。こちらは継続になります。

73番、保育士等配置基準改善事業は、国の配置基準を超えて保育士等を配置した場合に、市から独自の助成金を交付するというものになります。こちらも継続です。

74番、75番につきましては、民間園・公立園におけるＩＣＴ化の促進でございます。

続きまして、次のページ、77番が先ほど幼保運営課からご説明した労働環境改善に関する検討、こちらは新規事業として、検討に着手してまいりたいということでございます。

次の78番、業務負担軽減に関する検討、こちらは国のほうで保育のＤＸ化や経営情報の見える化等に取り組んでいくことになっていますので、そこを市としてもきちんとフォローアップしていくということで、新規になります。

次の79番、外国人児童・保護者対応のための通訳兼保育補助者の配置でございますが、こちらは拡充ということで盛り込んでございます。

80番、81番につきましては、施設面、ハード面での環境改善ということになります。

83番、キッズゾーンないしキッズガードの整備・配置につきましては、拡充ということになっております。いわゆる通学路の幼児施設版のようなものになります。

84番、公立保育施設で３歳以上の主食提供を行う。こちらも実施施設を拡充するということになっています。

86番、こちらは放課後児童クラブのお話になりますが、こどもの権利等に関する研修を実施する、こちらも基本条例の制定等を踏まえた動きとして新規事業でございます。

90番、こちらは子どもルーム支援員の処遇改善で、継続。

91番、民間事業者への委託拡大、社会福祉協議会から民間事業者への委託替えを進める、こちらも拡充となっています。

92番の民設民営の子どもルームの方々への運営費の補助、こちらも拡充ということで盛り込ませていただいています。

97番、こちらは先ほど来、子どもルームをアフタースクールに移行させていくというお話が出ておりますけれども、こちらも年に10校ずつ拡充していくことになってございます。

98番からは、特別な支援が必要なお子さんの教育・保育等の提供の部分であります。こちらは大前提として、98番にありますように、全ての認定こども園・保育園等において、障害のあるこどもの受入れが可能な体制を整えることが大原則でございます。そのための手段として99番、100番のような、人件費に対する補助を行っていくということ。

次のページに参りまして、101番ですけれども、こちらは医療的ケアが必要なお子さんへの対応として、認定こども園・保育園等における医療的ケアが必要なお子さんの受入体制を強化するということで、こちらは拡充とさせていただいてございます。

以降は、放課後児童クラブでのお話になりますが、102番、こちらも同様に、全ての子どもルーム・アフタースクールにおいて、障害のあるこどもの受入れが可能な体制を整えるという大原則がございまして、そのために103番の巡回アドバイザーによる支援などを行っていく。また、104番は子どもルーム・アフタースクールにおいても医療的ケアが必要なお子さんの受入れ、原則としてこちらは、全ての施設で受入れが可能な体制を整えていくというふうになってございます。

108番、109番が、外国につながるお子さんへの支援、それから110番以降がワーク・ライフ・バランスの推進の事業になりますが、111番、112番が先ほど久留島委員からご指摘のありました男性の育児休暇に関する奨励金ですとか、男性の子育て支援ということで各種講座を実施するという、こちらも事業としては継続で、内容につきましては、ご指摘等も参考にしながら見直しを図っていくことになろうかと存じます。

114番の土日開催の両親学級は、これは拡充ということで載せておりまして、最後117番から119番の３つにつきましては、休日保育、夜間保育、産休明け保育という様々な保育ニーズに対応して、ワーク・ライフ・バランスを推進していくということでございます。

非常に雑駁な説明で、割愛した事業がたくさんございますので、そこも含めてご質問があれば承りたいと存じます。

○久保会長：　それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

それでは、榎沢委員からお願いいたします。

○榎沢委員：　108番でしたか、外国人の児童・保護者への対応で、最初の報告のときには、中国語通訳とスペイン語通訳の方を入れたということでありましたけれども、地域で外国の方をすごく多く見かけるようになってきていて、外国人の方が大勢いるなと感じるところです。この計画を見ると、要請に応じて通訳を派遣することになっていて、恐らく要請というのは園の側からの要請だと思うのですが、当の外国人の方が一体何を求めているのか、そこを知ることが必要だと思うのです。困っていることは何なのか、ただ通訳がいればいいだけではなくて、いろいろな点で、こういうところで自分たちの文化と日本の文化の違いがあるというようなこともあるので、園側からの要請だけではなくて、通わせている外国人の保護者たちがどういう点で困っているのか調査されたほうがいいのではないかと感じます。

たしか高洲は中国系の方が大勢住んでいると私も認知しているのですけれども、それ以外のところでも、格差はあると思いますけれども、いろいろな国の方が今入ってきているので、そういう外国人の方の状況、どの地域にはどういう国の方たちがどれくらいいるかということなども基

礎的な資料として用意されて、それらを鑑みながら計画的な対応を考えていくことが必要ではないかなと思います。これが１点です。

もう１点は、31番から37番の幼保こ小の連携のところで、35番で接続期のカリキュラムのことが書かれています。これはとてもいいんですけれども、交流活動というのは、かなり大昔に小学校の学級崩壊が言われた頃に始まったもので、交流活動だけでは幼保こ小の接続にはならないので、現在はそれとカリキュラムの面での連続性ということを、つまり教育の中身を問われてきているので、ここはとても重要だと思うのです。

ただし、私は認定こども園自体をおかしな制度だと思っています。幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所指針、認定こども園は認定こども園教育保育要領というものがあるんですが、３つの施設、教育機関ともに、教育の部分は全く同じで共通しているんです。したがって、まず何が大事かというと、それぞれの、幼稚園は幼稚園教育要領で言われている教育について教育要領を十分に理解することであるし、保育所は保育所指針で述べられている教育についてよく理解することであるという、そこなんです。そこがまずしっかりとされていないと、例えば千葉大の教育学部に依頼して、接続期カリキュラム云々というようなことをやったとしても、もともとの土台のところが十分に理解されていないと、多分土台がないままの建物をつくるようなものなので、そこをまずしっかり考えていくことが必要だろうと私は思います。

併せて言ってしまいますと、認定こども園を増やしていくことが国の方針であって、自治体もその方向でもって促していくということなのですが、先ほど認定こども園について保護者の方たちがよく分かっていない、だからあまり希望者がいないということを言われましたけれども、当然だと思うんです。つまり、幼稚園教育要領も保育所指針も教育の部分は同じであるにもかかわらず、認定こども園は教育と保育を一体的に行うというふうに、そこで教育と保育という言葉を使ってしまっているがゆえに矛盾してしまうことが起こってしまうわけです。

つまり、保育所は教育も保育もやってくれているわけです。そうすると何で認定こども園に行く必要があるのかということにもなるし、そもそも認定こども園の意味が分からないということになってしまうので、そこのところをいかにして保護者の方たちに砕いて理解してもらうのか。幼稚園とか保育所とは違うという認識を持ってもらうのは、かなり難しいことだなと私は思っています。そこの工夫ですね。

認定こども園での教育と幼稚園や保育所での教育がどう違うのかということなども実は大きな問題で、その辺のことが明確にされないまま、各省庁の考えでもってつくられてきているところがあるので、現場も混乱するし、当然保護者もよく理解できないということになる。そこは自治体としては、多分大変苦労はすると思いますけれども、認定こども園とは何かということについて、保護者の方に、「幼稚園・保育所との違いはこういうところであって、こういうふうな意義がありますよ」ということを、よく伝えていくことを考えていく必要があると思うのです。恐らく千葉大の教育学部の先生方に、その辺の説明をお願いするのがいいのかなと思いますけれども。

○久保会長：　事務局、お願いできますか。

○香川幼保指導課長：　幼保指導課でございます。ご意見ありがとうございます。

まず、外国人の関係のところをお答えさせていただきたいと思います。おっしゃるように、本市は多国籍の方が増えておりまして、高浜・高洲地域についてはやはり中国語の方が抜群に多い

状況でございます。ただ、それ以外にも母国語が英語の方ですとか、スペイン語の方ですとか、そういったお子さんもいます。

この事業につきましては、毎年４月１日の入所の状況で、公立限定の調査になってしまうのですが、公立保育所でどういった言語を使われる児童が入所しているかを確認した上で、そこに必要な、例えば中国語の通訳の方や英語の通訳の方を配置するということを決めて、対応させていただいているところでございます。

ただ、先生がおっしゃるように、もっと全市的な外国人の方の転入状況等の詳細な調査というのは、国際交流のセクションなどからも情報等をもらいながら、検討していきたいと思います。

また、外国人の児童や保護者の方が何を求めているのかを確認するということですけれども、確かにおっしゃるとおり、今、この事業をやっている理由としては、どちらかというと、児童や保護者の方に、感染症の危険性やアレルギーの重要性など、施設運営で必要なことをどう正確にお伝えしていくか、ということで取り組んでいるところがありまして、今先生にご指摘を受けて、それぞれの外国の世帯の方が幼児教育施設にどういったものを求めているかという観点でのアプローチは、今のところしていないなと気づきました。

具体的に今、どういうふうにしていくかはお答えできないのですけれども、先ほどと同じように、公立の施設にもたくさん外国の保護者・児童の方が入所されていますので、何かしらの形で、施設に対してどういったニーズがあるかということを、アンケートなどを取りながら、対策を検討してまいりたいと思います。

〇久保会長：　それではお願いいたします。

〇上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。今の幼保こ小の接続に関するご意見に関する部分をお答えいたします。

おっしゃるように、交流だけでは十分ではなくて、接続期のカリキュラムの幼児教育サイドと小学校サイドが、どうすり合わせをしていくかが重要になってきていることは重々認識してございます。

それが実際に現場でどの程度できているかというと、まだまだ不十分な点はあると思うのですけれども、そういう認識がどんどん高まっていることは確かで、国でも架け橋プログラムというものが公表されました。千葉市はまだそこまで至っていないというのが正直なところですけれども、これからそれに向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

その前提として、いわゆる指針とか要領への理解が不可欠だということはご指摘のとおりだと思います。前回の会議でも、教育と保育という言葉遣いにつきましては、ご意見をいただいたところです。つまり、幼稚園では保育をやっていないのか、保育園では幼児教育をやっていないのかといえば、そんなことはない。これは指針・要領上明らかなことでございます。

そういった中で、認定こども園の教育・保育内容にどのような特性があるのかは、私もこの場で語ることはできませんけれども、少し語弊があるかもしれませんけれども、やはり幼稚園と保育園というのは、これまでの文脈上、違う施設として存在してきました。それが、幼稚園が認定こども園に移行される、あるいは逆に、保育園が認定こども園に移行されることによって、その移行した園が、違いをある程度乗り越えようとされていて、今まで違ったものが融合されてきていることは事実だと思います。

それをどういう意味で教育・保育が変わった、ないし改善されたというところまでは、我々も分析には至っておりませんけれども、そういった事実はあると思います。その辺りをきちんと我々も把握させていただいて、保護者の方々に、認定こども園とはこういうものだとご説明できるように、検討してまいりたいと考えてございます。

○久保会長：　榎沢委員、よろしいでしょうか。

○榎沢委員：　同じ保育とか教育と言っても、国によって大分違う。つまり、幼児期の教育についても、日本の幼児教育と中国の幼児教育は大分違うわけです。そうすると、その国から来た人は、自国でやっている保育や幼児教育を前提に入ってこられるので、当然入ってから、いろいろ戸惑ったり、混乱したりということが起こってくると思うんです。だからその辺のことをこちらは意識して、利用者の方々が日本の保育所や幼稚園に入ったときに、どういうことで困っているのか、その困っていることをどうやって解決していくのかに、通訳の方の介入が必要なのだろうと思いますが、まず、当人が困っていることについて把握した上で、ではそれに対してどう行政として支援していくかという計画にしていっていただきたいと思います。

○久保会長：　そういうご希望ということで受け止めてよろしいでしょうか。

では、岸委員、お願いいたします。

○岸委員：　度々すみません、岸です。

今の榎沢先生のご指摘はすごく重要で、通訳は言葉から言葉ではなくて、概念から概念なんですよね。

私が苦労したのは、国によっては、発達障害という概念がない。つまり、知的障害とか身体障害は分かるのですが、発達障害とは何だかよく分からない。それに非常に苦労している。認めないのかと思ったら、概念そのものがよく理解できていない。そういうことが起こる。

先ほど、教育の概念が違うということもおっしゃいましたが、もちろんそれもそうです。読み書きそろばんのことを教育だと思っている国もあるので、その辺りをどう伝えるか。だから、その国の言葉ができればいいという話ではないということに気をつけていただければありがたいと思っています。

それから、中国語、中国語とおっしゃるけれども、同じ言葉でも北京語と広東語では全然意味が変わってきますから、その辺りをすごく我々は注意していかないと困ることだと思います。

もう１点、毎回これを指摘しているのですが、認定こども園、保育園「等」とあるんですが、その「等」というのは、幼稚園が「等」なのか、この部分に幼稚園は入っていないのか、あるいは無認可の幼児施設も含めて「等」になっているのか、どれがどれなのかが分からなくて、いつも我々は困ってしまいます。特にこれなんかを見ると、全部入っているような理解をしています。「千葉市手当を今度拡充するというのは、幼稚園に拡充すると理解していいんですよね」とか、そういうことがあるので、その辺りを丁寧に入れていただければなと思います。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○香川幼保指導課長：　幼保指導課でございます。ご意見ありがとうございます。

まず各国によって状況が様々だというのは、本当におっしゃるとおりだと思います。こういう言い方は、本当に適切かどうか分からないのですけれども、あらゆる国のあらゆることに合わせるのは現場負担を考えるとなかなか難しくて、であるがゆえに、入所するときに入所説明会で、

この施設ではこういうことをやりますよ、こういった保育をしますよと、必要に応じて国際交流協会から通訳を派遣してもらうといった連携をしながら、しっかり説明はしているのですけれども、なかなか一度の説明で伝わるものではないと承知しております。

また、おっしゃるように言葉を伝えればいいというだけではなくて、概念、歴史的な背景などいろいろなものがある中で、通訳職員というのは、日本人の方も一部いらっしゃいますけれども、中国籍の方ですとか、ベトナムの方ですとか、そういった日本語も分かる外国の方についていただいて、各国の背景に基づいて我々に伝えてもらう形で配属をしていますけれども、ただ、なかなか、全員が全員、外国籍の通訳の方を確保できているかと言うと、そうではございません。

いずれにしましても、概念的なことも含めて、きちんと酌み取った上で対応できるようにしてまいりたいと思います。

○久保会長：　岸委員、よろしいでしょうか。

○岸委員：　「等」について。

○久保会長：　「等」について、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。

すみません、ご指摘のとおりだと思います。言葉遣いが誤解を招きかねない表現も含まれると思います。どの制度がどの施設類型の方々が対象なのかということが分かるような整理というものは、宿題とさせていただきたいと存じます。

○岸委員：　一番、千葉市手当が。

○上田幼保支援課長：　すみません。千葉市手当につきましては、いわゆる私学助成の幼稚園、あるいは施設型給付の幼稚園は含まれないということで、保育園ですとか認定こども園等が対象になってございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。そのほか、ご意見等はございますか。

原木委員、お願いいたします。

○原木委員：　すみません、時間がないので手短に。さっきさらっと飛ばされてしまった82番の性被害のことですが、今プライバシー保護ということで、保育所の健診も結構小さなかわいいスクリーンなどを使ってやっていますけれども、あまり意味がない感じがしています。本当の性被害はやはり職員から、大人からこどもなんです。その辺りの対策がどのようにされているのか、ちゃんと事業化されていると思いますけれども、教えていただきたいと思います。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　代表して、幼保支援課でございます。

こちらに掲載しております82番の事業につきまして、すみません、割愛してしまいました。

こちら、昨年度から国の新規事業として、例えばパーティションですとか、あるいは外でお子さんが水遊びをするときの目隠しになるものですとか、あるいは、設備回りを整える、あるいは民間園につきましては、最近はかなり多くの園で、カメラを設置して何かあったときに備えるというようなことをされておられていて、抑止効果もあると思います。そういったものに対する補助を創設しましたので、こちらが新たに載るということでございます。

設備回りだけではなくて、こどもの人権と関連して、性被害を防止していくということにつきましては、様々な周知啓発がまだまだ必要だと思いますので、そういったことも併せて取り組ん

でまいりたいと考えてございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。そのほか、ございますでしょうか。

横尾委員、お願いいたします。

○横尾委員：　保護者の横尾です。すみません、手短に１件、意見をお伝えさせていただければと思います。

36番、幼保こ小連携の家庭や保護者への啓発です。新規掲載ということで、もう既にされている認識です。今、年長の長男がいるんですけれども、一部リーフレットをいただいたかなという認識ですが、そこには「早寝早起きをしましょう」というような情報で、保護者としては分かっている内容のリーフレットだったのかなと思います。

早くてランドセルが年中の１月から購入が始まるなどから始まって、意外と保護者のほうがそわそわしてしまっていて、年長に入ったら「え、この１年でどうやって準備すればいいんだろう」という意見がかなり多かったです。

この間、就学時前健診に行きましたが、「説明が終わったので30分そのまま体育館で皆さんお待ちください」という時間がありまして、もちろんこどもたちもですが、保護者が準備しきれないというか、見通しが透明じゃない部分が多くて、子どもルームに預けるけど何するのとか、就学時健診までに何をしておけばいいのか、それから、入学までに何を準備してどういうことをしておけばいいのかというのを、もう少し具体的にしていただいたものがあると、今、保護者のほうがすごく不安だという話をママ友としていたので、この辺りをもう少し練っていただけたらありがたいです。お願いいたします。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。幼保支援課です。

お手元に届いたパンフレット、恐らく「もうすぐ小学生！」と銘打ったものであったと思います。折って４ページという情報量ですので、あまり細かいことをお伝えするものではなくて、内容としては、今お話をお聞きして、保護者の方々の準備に関するご不安が、我々が思っていたよりも大きいのかなと感じましたが、保護者さんがご不安になるとお子さんもご不安になってしまうと思いますから、小学校に向けて楽しみにしていただけるような工夫は何かないかと、教育委員会と相談してつくったリーフレットになります。

この中身につきましては、もう少し充実させるとか、あとはお配りするタイミングなどを考える必要があるのかなと、今ご意見を聞いて感じた次第です。

一つ就学前の健診というところで、皆さん学校に集まって、保護者さん同士も顔を合わせるという機会があって、そこは我々もいろいろな情報発信に使わせていただいているのですけれども、もう少し前から何らかの情報を皆さんにお伝えする必要があるとすれば、こういったリーフレット以外の手法も考える必要があると思いますので、またそこは検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○横尾委員：　ありがとうございます。

○久保会長：　そのほか、よろしいでしょうか。

久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員：

１点だけなんですけれども、パブリックコメントについてです。今回、パブリックコメントの対象が、小学生とか、言葉にできる人たちは多分対象にすると思うんですけれども、まだ言葉にならない小さい人たちの声を感じているのは、恐らく保育者や、そこに関わる者だと思います。パブコメは結構アクセスしにくい印象があるので、保育の場、保育者にもアピールをしていただくようなことができればいいのかなとは感じています。

実際に、こどもに関わる施策に関して、パブコメに参加したことがあるか聞いたことがあるんですけれども、ほぼいないんです。この間のこども大綱のことについても、やはり全然認識がなかったりしましたので、オンブズマン制度がなかったので位置づけられなかったんですけれども、最低でも、自分の気持ちを答えにくいこどもたちの代わりに、保育者がこれに対して関心を持って意見を出してもらうような取組みというのを、できればしていただきたいと考えております。

○久保会長：　では、事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ご意見ありがとうございます。幼保支援課でございます。

パブリックコメントにつきましては、通常のやり方があります。その通常のやり方に加えて、より広く、保育者の方々に「こういう機会があるからご意見をどうぞ」という機会をつくれるかは、検討をさせていただきたいと思います。

お子さんから直接ご意見を吸い上げるのはなかなか難しいと思いますので、その代わりにというご趣旨と思います。検討させていただきます。ありがとうございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見等がないようですので、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○久保会長：　それでは、事務局案のとおりに決定いたします。

続きまして、次第の３、その他でございますが、事務局から連絡等はございますでしょうか。

お願いいたします。

○宮葉こども企画課長：　こども企画課でございます。

次回の会議のご案内でございます。次回、第４回の会議につきましては、12月18日（水曜日）に開催する予定でございます。短い期間で続けての開催となりますけれども、ご理解、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○久保会長：　それでは、最後に委員の皆様から何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見、ご質問がないようですので、予定していた議題は以上で終了となります。皆様のおかげをもちまして円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○佐久間補佐：　それでは以上をもちまして令和６年度第３回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。

委員の皆様方、本日は誠にありがとうございました。

以上